

島原本広第515号
平成25年12月25日

島根県知事 溝口善兵衛様

中国電力株式会社
常務取締役 島根原子力本部
本部長 古林行雄

島根原子力発電所1, 2, 3号炉
原子力規制委員会設置法附則に基づく届出について

標記につきまして、本日、「原子力規制委員会設置法附則第23条第1項」の規定に基づき、原子力規制委員会へ届出いたしましたので、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第8条第1項(9)に基づきご連絡いたします。

本件は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正(平成25年7月8日施行)に伴い、「発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項(添付書類九)」および「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項(添付書類十)」を、原子炉設置変更許可申請書本文へそれぞれ第九号、第十号として記載することが新たに規定されたことを受けて対応を行うものです。

添付資料

島根原子力発電所1, 2, 3号炉
原子力規制委員会設置法附則第23条第1項に基づく届出書

以上